

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月1日から同年3月2日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年1月1日、資格喪失日に係る記録を同年3月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月20日から39年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間当時は、A社B支店に勤務しており、当時の写真を社会保険事務所に提示したが、厚生年金保険被保険者期間は無いと言われた。

申立期間当時、A社B支店に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和39年1月1日から同年3月2日までの期間については、A社が保管する社会保険販売員台帳及び社会保険台帳には、申立人について、資格取得日が「39.1.1」、資格喪失日が「39.3.2」と記載されていることが確認でき、同社総務人事部人事グループ担当者は、「社会保険販売員台帳及び社会保険台帳に記載されている期間については、厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。」と証言していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記二つの台帳の記載内容から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかは不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和36年10月20日から39年1月1日までの期間については、申立人が所持する写真（昭和37年秋頃に、A社B支店が優良支店として本社から表彰された際に撮影したとする集合写真）及び同社B支店において申立期間中に厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録により確認できる複数の元従業員の証言から、申立人は、当該期間中のいずれかの時点から、同社B支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「社会保険販売員台帳及び社会保険台帳以外の資料は無いため、それらの台帳に記載されている期間以外の期間における申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、C健康保険組合は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社B支店は、昭和37年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できることから、当該期間のうち、同日より前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和39年3月2日から同年4月1日までの期間については、A社及びC健康保険組合は、上記2のとおり回答している上、オンライン記録から、同社B支店において申立期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員からは、申立人の当該期間における勤務

状況に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 6 月 1 日まで
これまでの記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
申立期間中は、A社に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している元同僚二人の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社（昭和 60 年 7 月 29 日、B社に商号変更）の元事業主に照会したものの回答が得られない上、B社の清算人は、「B社は既に廃業しており、社会保険等の記録は残っていない。」と回答している。

また、A社が加入していたC厚生年金基金は、「A社は昭和 42 年 6 月 1 日から平成 15 年 10 月 1 日まで当基金に加入していたが、同社に係る申立人の記録は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、上記元同僚二人はA社において雇用保険に加入していたことが確認できるが、オンライン記録により確認できる厚生年金保険の加入記録とは一致していないほか、同社の申立期間当時の総務担当者は、別の申立事例に係る調査において、「従業員の厚生年金保険の加入は強制ではなく、本人の希望によって加入させていた。」と証言しているなど、同社では、勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 60 年 9 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていることが分かった。

私が所持している申立期間当時の給与明細書、並びに昭和 58 年分及び 59 年分源泉徴収票の内容を転記したメモによると、当時の給与支給額は 23 万円であったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の給与明細書及び源泉徴収票の内容を転記したとする手帳のメモから、昭和 58 年及び 59 年の平均月額給与は約 23 万円であったことがうかがえ、申立人の同社における雇用保険受給資格者証に記載されている賃金日額から、60 年 3 月から同年 8 月までの平均月額給与は 22 万 9,980 円であったことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書を所持していない上、A社の事業主は、「申立期間当時の資料が無いため、申立てどおりの給与支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間当時、A社の経理を担当していた事業主の妻は、「申立人は、

B職種の資格を持っていたので、高い給与を支給していたが、届出の報酬月額ほかの従業員とほぼ同額にしていた。」と証言しているところ、申立人が所持する上記手帳に記載されている昭和59年の社会保険料控除額は、申立人が主張する給与月額（23万円）に見合う年間の社会保険料控除額を大きく下回っており、オンライン記録から、同社において申立期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員5人の申立期間当時の標準報酬月額は14万2,000円ないし17万円で、オンライン記録における申立人の標準報酬月額（15万円）とおおむね同額となっていることが確認できる。

さらに、上記5人のうち、回答が得られた4人はいずれも、「国の標準報酬月額の記録に疑問な点は無かった。」と証言している。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。